

国民健康保険から…

国民健康保険税を特別な理由もなく納めずにいると

国保から督促状・催告状が送られてきます。

保険証の有効期間が短くなります。(当町の場合、通常の有効期間1年が3カ月と短くなります。)

『短期被保険者証』(保険税の滞納が1年未満の場合、国保から交付される有効期間の短い保険者証です。そのため、頻繁に更新手続きが必要となり、そのつど保険税の納付を求められます。)

保険証は返却していただき、かわりに資格証明書が交付されます。(医療費の負担はいったん全額負担となり、後日申請することにより本来

の自己負担分を差し引いて国保から払い戻しが受けられます。)

『被保険者資格証明書』(1年以上滞納すると交付され、国保の被保険者であることを証明するだけのもの)で、保険証ではありませんので、受診券にはなりません。

保険給付が一時差し止められます。(高額療養費、出産一時金などが一時差し止められます。また、差し止められた保険給付額が滞納保険税に充てられる場合もあります。)

さらに滞納すると財産の差し押さえを受ける場合もあります。保険証の再発行を受けるには、滞納している保険税をすべて

納めた場合

滞納額が著しく減少した場合、滞納の事情が国保に認められた場合、保険税の納付が特別な事情により困難な場合は早めに役場国保の窓口で相談してください。

国保税の滞納は、医療費の補助・支払いに支障をきたし給付がとどこおることにもつながります。国保加入者のみなさんのため、国保制度の健全な運営のために保険税納付にご協力をお願いします。

問合せ 住民課 国保医療係 ☎74 3002



健康教育講座

第2回目となる健康教育講座を開催いたします。今回は内科医長による「インフルエンザについて」のお話と手洗い方法など、実践をまじえながら行う予定です。

日時 11月20日(金)
午後2時～3時
場所 洞爺協会病院正面玄関エントランスホール(入場無料)

講座内容 『インフルエンザについて』
内科医長 大平 典明
『日常生活でできる予防方法』
看護師 境・若井



問合せ 洞爺協会病院 岩村・境 ☎74 - 2555

ホスピス・緩和ケア市民公開講座

日時 12月12日(土) 午後1時～午後3時30分
場所 コスモスホール(伊達信用金庫本店ビル)
入場無料

内容 「ホスピスから見る風景」

癌医療の欠かせない一部である「ホスピス・緩和ケア」について、現場で働く医師・看護師・医療相談員や実際に家族としてホスピスを体験した御遺族の立場からの具体的な話を聞いていただいて、いつ「我が事」となるかも知れないこの大事な問題について、一般市民の皆様が考えを深める良い機会になればと思います。多数の御来場を、心からお待ち申し上げております。

講師 岡本拓也医師、橋本憲之看護師(笑い療士)、鎌田夏生医療相談員、高田しづえ様(御遺族)

「トリトメトリ」のミニ・コンサート。

問合せ 医療法人社団洞仁会 洞爺温泉病院 担当森川 ☎87 2311